

神戸市児童福祉施設入所児童等指導育成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市児童福祉施設入所児童等指導育成補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、児童の社会適応性を高めるとともに、将来に安定した生活を与えることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において補助事業者とは、市が児童福祉法（昭和22年法律第164号、以下「法」という。）の規定に基づき設置し、又は市長が法の規定に基づき設置の認可をした児童福祉施設で別表にかかげるもの（以下「施設」という。）及び市が法の規定により児童を委託している里親（以下「里親」という。）をいう。

2 この要綱において「児童」とは、法の規定により施設に入所している児童及び市が里親に委託している児童をいう。ただし、入所の措置が停止されている児童及び20歳以上の者を含まないものとする。

(補助金の交付)

第3条 市は、予算の範囲内において、補助事業者に対して、別表に定める区分に従い、補助金の交付の対象となる児童の数に補助単価を乗じて得た金額を補助金として交付する。

(補助金の交付決定等)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、神戸市児童福祉施設入所児童等指導育成補助金交付申請書（様式第1号の1又は様式第1号の2）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、神戸市児童福祉施設等指導育成補助金交付決定書（様式第2号の1又は様式第2号の2）により通知しなければならない。

3 補助事業者は、前項の規定に基づく補助金の交付決定の変更を希望する場合は、神戸市児童福祉施設入所児童等指導育成補助金変更交付申請書（様式第3号の1又は様式第3号の2）により申請しなければならない。

4 市長は、前項の申請を適当と認めたときは、補助金の変更交付を決定し、神戸市児童福祉施設等指導育成補助金変更交付決定書（様式第4号の1又は様式第4号の2）により通知しなければならない。

5 第2項又は第4項の決定の通知を受けた者が補助金を請求するときは、神戸市児童福祉施設入所児童等指導育成補助金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付時期及び方法)

第5条 市長は、第4条第2項の規定により決定した補助金の交付に際しては、その2分の1以内の額を上半期分として、その残額を下半期分として、施設に対しては各期の当初に、里親に対しては各期の末に交付するものとする。ただし、児童の里親への委託が下半期になされた場合は、下半期の末に交付するものとする。

(補助金の交付の条件等)

第6条 補助事業者は、この要綱で定める補助金の事業の種類範囲内において、補助金を流用することができる。

2 補助事業者は、この補助金を補助対象となる児童のために用いなければならないが、他の児童又は他の目的のために用いてはならない。

3 市長は、補助金の交付に際しては、前2項のほか、この要綱の趣旨を達成するために市長が必要と認める条件を附することができる。

(補助金の精算等)

第7条 補助金の交付を受けたものは、補助金を精算し、神戸市児童福祉施設入所児童等指導育成補助金実績報告書兼精算書(様式第6号の1又は様式第6号の2)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による精算報告を市長が適当と認めた場合において、精算額が交付決定額に満たない場合は、市長は、補助金の交付を打ち切り、又は既に交付した補助金額と交付決定額との差額を返還させるものとする。

(補助金の返還等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を変更し、取り消し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 補助事業者がこの要綱に違反したとき。

(2) 補助事業者が詐術その他不正な方法により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(資金の管理)

第9条 補助事業者は、補助帳簿を備える等、この要綱に定める補助金と他の資金を明確に区分できるように経理しなければならない。

(調査及び報告)

第10条 市長は、補助事業者に対して補助金の執行状況に関して必要な書類、帳票等を調査し、又は施設の長その他職員若しくは里親に報告を求めることができる。

(施行細目の委任)

第11条 この要綱の施行に関して必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年7月12日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

(児童福祉施設児童育成指導補助要綱及び神戸市児童福祉施設入所児童専修学校等修学費補助要綱の廃止)

2 この要綱の施行に伴い、児童福祉施設児童育成指導補助要綱及び神戸市児童福祉施設入所児童専修学校等修学費補助要綱は、廃止する。

(経過措置)

3 平成11年3月31日までに改正前の要綱又は前項の要綱による補助金の交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。